

# 令和5年度 農作業標準労働賃金協定表

令和5年4月～令和6年3月  
大山町農業委員会

| 作 業 名     |                | 協定額(税込)  | 摘 要  |
|-----------|----------------|----------|--|
| 田植え       | 機械植え(10a当たり)   | 7,000 円  | ・側条施肥付500円加算<br>・その他薬剤散布等は適宜加算   |
|           | 一般労務(1時間当たり)   | 900 円    | ・時間帯により適宜加算<br>・葉たばこ、ネギ調理含む  |
| 耕耘機・トラクター | 荒 起            | 7,000 円  | ・10a当たりの料金<br>・農地の状況により適宜加算  |
|           | こ な し          | 4,200 円  |  |
|           | 代 か き          | 5,600 円  |  |
|           | こなし・代かき同時      | 8,000 円  |  |
|           | フ レ ー ル モ ア    | 6,500 円  |  |
|           | 堆肥散布(1t当たり)    | 1,600 円  | ・堆肥料金は別途   |
|           | あぜ草刈(1時間当たり)   | 1,900 円  | ・刈払機(機械代、燃料代含む)  |
|           | あぜ塗り(1m当たり)    | 75 円     | ・農地の状況により適宜加算  |
|           | 薬剤散布(10a当たり)   | 1,100 円  | ・ナイアガラ散布(機械代、燃料代含む)  |
|           | 追 肥(10a当たり)    | 1,600 円  | ・機械代、燃料代含む   |
| 稲刈        | バインダー(10a当たり)  | 8,500 円  | ・すみ刈りは委託者で行う   |
|           | コンバイン(10a当たり)  | 18,500 円 | ・カッター使用の場合は 500 円加算<br>・結束機使用の場合は 2,000円加算<br>・すみ刈りは委託者で行う<br>・倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算<br>2割以上～5割未満の倒伏・・・1割増<br>5割以上の倒伏……………3割増<br>・湿田の場合は協議のうえ加算 |
| 稲脱穀       | ハーベスター(10a当たり) | 8,000 円  |  |

賄  
い  
な  
し

※梨については、西部果樹協会(☎0859-37-5814)までお問い合わせください。  
※この協定表は全町の標準額です。地区・農地の状況によって異なりますので、  
上記を参考に話し合いにより決定してください。

◆問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎0858-58-6115